

平成 21 年度税制改正 一問一答集

【総論】

- (問1) 21 年度税制改正の基本的考え方は？
- (問2) 21 年度税制改正による国税の減税規模は？
- (問3) 21 年度税制改正による地方税の減税規模は？

【住宅・土地税制】

- (問4) 住宅ローン減税について、どのような措置を講じたのか？
- (問5) 住宅税制で新たに設けられた税額控除制度はどのような内容か？
- (問6) 土地税制について、どのような措置を講じたのか？
- (問7) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、どのような措置を講じたのか？

【自動車課税】

- (問8) 自動車重量税及び自動車取得税の負担軽減措置として、どのような措置を講じたのか？

【成長力の強化・経済の活性化】

- (問9) 設備投資を促進するため、どのような措置を講じたのか？
- (問10) 海外子会社利益の国内還流について、どのような措置を講じたのか？

【中小企業対策】

- (問11) 中小企業を支援するため、どのような措置を講じたのか？

【相続税制】

- (問12) 事業承継税制はどのようになるのか？
- (問13) 農地に係る相続税の納税猶予について、どのような見直しが行われたのか？

【道路特定財源】

- (問14) 道路特定財源の一般財源化はどうなったのか？
- (問15) 揮発油税等の暫定税率はやめるべきではないか？

【金融・証券税制】

- (問16) 金融・証券税制について、どのような措置を講じたのか？

【中期プログラム】

- (問17) 総理の発言どおり、3年後の 2011 年度に消費税を引き上げるのか？

【総論】

(問1) 21 年度税制改正の基本的考え方は？

- 平成 21 年度税制改正では、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現するとの決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置を講じる。
- すなわち、
 - ① 住宅・土地投資の活性化を地域経済の起爆剤とするため、住宅ローン減税について、最大控除可能額を過去最高水準まで引き上げ、自己資金による一定の住宅の取得やリフォームに税額控除を認める措置を導入する。土地税制について、今後2年間の土地需要を喚起する思い切った特例措置を講じる。
 - ② 自動車重量税・自動車取得税について、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に係る負担を免除・軽減する。
 - ③ 設備投資を促進するため、省エネ・新エネ設備等に対する即時償却等を可能とする投資促進税制を導入する。
 - ④ 中小企業対策として、軽減税率を引き下げ、欠損金の繰戻し還付制度を復活する。
- なお、今般閣議決定された「中期プログラム」においては、「今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じる」ことを国民にお約束した。

(問2) 21年度税制改正による国税の減税規模は？

○ 今般の税制改正の減税規模は、国税分で、平年度▲6,900 億円程度になると見込まれる。

(参考)

平成 21 年度税制改正による減税規模 (▲6,900 億円程度) の内訳

(単位：億円程度)

○ 住宅・土地税制	▲ 1,800
○ 自動車税制	▲ 1,000
○ 成長力の強化・経済の活性化	▲ 1,300
○ 中小企業対策	▲ 2,200
○ その他 (相続税制等)	▲ 600

合 計	▲ 6,900
-----	---------

(注) 上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。

(問3) 21年度税制改正による地方税の減税規模は？

○ 今般の税制改正の減税規模は、地方税分で、平年度▲3,800 億円程度になると見込まれる。

(参考)

平成 21 年度税制改正による減税規模 (▲3,800 億円程度) の内訳

(単位：億円程度)

○ 個人住民税 (住宅税制等)	▲ 1,800
○ 自動車取得税	▲ 1,100
○ 国税の税制改正に伴うもの (成長力の強化・経済の活性化、中小企業対策等)	▲ 810
○ その他 (固定資産税、都市計画税、不動産取得税等)	▲ 60

合 計	▲ 3,800
-----	---------

(注) 上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。

【住宅・土地税制】

(問4)住宅ローン減税について、どのような措置を講じたのか？

- 住宅投資は、国民の豊かな住生活の実現に役立つのみならず、地域経済への大きな波及効果を見込めるものであり、その活性化は地域経済の起爆剤となる。
- このため、住宅ローン減税を大幅に拡充し、一般住宅については最大控除可能額を500万円に引き上げつつ、特に長期優良住宅については過去最高水準を上回る600万円まで引き上げる。
さらに、所得税から控除し切れない額については、個人住民税から税額控除できる制度を創設し、負担軽減の効果が幅広く及ぶようにしている。

(注1) 住宅ローン減税制度の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率(案)

【一般の住宅】

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%
平成22年	10年間	5,000万円	1.0%
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%

【長期優良住宅】

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%
平成22年	10年間	5,000万円	1.2%
平成23年	10年間	5,000万円	1.2%
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

(注2) 個人住民税の住宅ローン特別控除

所得税の住宅ローン特別控除の適用がある者(平成21年から平成25年までに入居した者に限る)のうち、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、所得税における税額控除額と同額(最高9.75万円)を限度に個人住民税から控除する仕組みとした。

また、この措置による地方団体の減収額については、全額国費で補てんする。

(問5) 住宅税制で新たに設けられた税額控除制度はどのような内容か？

- これまでの住宅税制は、主として住宅ローンを有する者を対象としてきたが、極めて厳しい足下の経済金融情勢を踏まえ、こうした既存の枠組みにとらわれない新たな減税措置として、自己資金による住宅の新築やリフォームに税額控除を認める措置を思い切って導入する。
- 具体的には、自己資金で長期優良住宅の新築や省エネ、バリアフリーの住宅リフォームを行う場合にも、税額控除ができることとした。

(注1) 長期優良住宅に係る投資型減税制度の創設(案)

長期優良住宅を新築した場合に、標準的なかかり増し費用(1,000万円を限度)の10%をその年分の所得税額から控除(最大控除可能額:100万円。当該控除をしてもなお控除しきれない金額は、その年の翌年分の所得税額から控除)する。

(注2) 住宅リフォームに係る投資型減税制度の創設(案)

一定の省エネ改修工事(省エネ改修工事と同時に設置する太陽光発電装置の設置費用を含む。)又はバリアフリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額(200万円を限度。ただし、太陽光発電装置を設置する場合には300万円を限度)の10%をその年分の所得税額から控除する。

(問6) 土地税制について、どのような措置を講じたのか？

- 土地税制については、今後2年間に取得する土地について、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用の推進を図る観点から、思い切った特例措置を講ずる。
- 具体的には、この期間に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について 1,000 万円の特別控除(所得控除)を適用する措置を創設する。これにより、現在、課税対象となっている土地譲渡益を有する個人の6割程度が非課税となる。
- さらに、事業者については、この期間に土地を取得すれば、その後 10 年間に他の土地を売却して得た譲渡益の課税の一部を繰り延べることを可能とする制度を新たに創設する。

これは、従来の土地税制の特例措置とは異なり、2年間に土地を取得すれば課税の繰延べが可能となるという極めて使い勝手の良い制度となっており、制度の活用を期待している。

(注) 土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設(案)

平成 21、22 年に土地を取得した法人については、その土地の取得価額を限度として、その後10年間に他の土地を売却して譲渡益が発生しても、その8割(22 年取得分については6割)を減額する。

減額相当額は、先に取得した土地の価額を圧縮記帳することにより課税を繰り延べる。

※ 個人事業主についても同様の措置を講ずる。

(問7) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、どのような措置を講じたのか？

○ 平成 21 年度から平成 23 年度までの負担調整措置については、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

具体的には、

- ・評価額に対する税負担の割合が一定割合以上の土地については、税負担を引き下げ又は据え置くこととし、
- ・評価額に対する税負担の割合が一定割合未満の土地については、税負担をゆるやかに引き上げる

仕組みを継続する。

○ また、

- ・据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置
- ・商業地等に係る条例減額制度

も継続する。

○ さらに、商業地等及び住宅用地のうち、税負担が大幅に増加する土地について、地方公共団体の条例により、税額の上昇を 1.1 倍まで抑制することができる新たな条例減額制度を創設する。

【自動車課税】

(問8) 自動車重量税及び自動車取得税の負担軽減措置として、どのような措置を講じたのか？

- 自動車の買替え・購入需要を促進し、自動車市場の後退に歯止めをかけるとともに、低炭素社会の実現を目指すため、環境性能の優れた自動車について、平成21年度から平成23年度の3年間の間で最初に受ける車検1回分について自動車重量税を減免することとし、環境性能の優れた自動車(新車に限る)の取得に係る自動車取得税を平成21年度から平成23年度の3年間に限って減免する。
- 具体的には、電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車や燃費性能・排出ガス性能の優れた低燃費車等について、環境性能に応じて、免除、75%軽減又は50%軽減を行う。

電気自動車・ハイブリッド自動車等	… 免 除
乗用車等(軽自動車を含む) : ☆☆☆☆ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成車	… 75%軽減
乗用車等(軽自動車を含む) : ☆☆☆☆ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成車	… 50%軽減
バス・トラック(3.5t超) : 平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
バス・トラック(3.5t超) : 平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

(注)「☆☆☆☆」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車

【成長力の強化・経済の活性化】

(問9) 設備投資を促進するため、どのような措置を講じたのか？

- 世界に先駆けて成長と両立する低炭素社会を実現するため、省エネ対応を進めていくことが喫緊の課題。
- このため、2年間の臨時異例の措置として、企業が太陽光発電設備や天然ガス自動車等の省エネ・新エネ設備等を取得した場合に、即時に損金算入（いわゆる即時償却）することを可能とし、強力に投資を後押しする。
- さらに、省エネ性能が著しく高いエアコンや冷蔵庫などの家電製品を生産するための設備など、わが国経済の資源生産性の向上につながる投資を行った企業についても、投資減税（いわゆる資源生産性向上促進税制）を新たに創設し、この2年間は即時償却とする。
- こうした措置の活用により、未来につながる産業の育成と競争力の強化に積極的に取り組むことが期待される。

(問 10) 海外子会社利益の国内還流について、どのような措置を講じたのか？

- わが国経済の活性化の観点から、海外子会社利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、わが国企業が海外市場で獲得する利益を必要な時期に必要な金額だけ国内に戻すことができることが重要である。
- こうした観点から、海外子会社からの配当を親会社において益金不算入とする制度を導入する。
- この制度の導入により、国内に還流した利益が、わが国企業の設備投資、研究開発、雇用など幅広く多様な分野で用いられ、わが国経済の活性化につながることが期待される。

【中小企業対策】

(問 11) 中小企業を支援するため、どのような措置を講じたのか？

- 金融不安や景気後退の影響を受けて、赤字に陥った中小企業を支援するため、欠損金の繰戻し還付を、平成4年度の適用停止以来はじめて復活させることとした。これにより、前年度に税を納めている中小企業であれば、還付が受けられ、資金繰りを改善できる。
- また、ギリギリのところ黒字を出して頑張っている中小企業も支援できるよう、法人税の軽減税率(年800万円までの所得について22%)を、2年間、18%に引き下げる。
- これらの措置により、新たに2,000億円を上回る減税を行い、融資など他の諸施策と合わせて、安心して事業活動に取り組めるようになることを期待している。

【相続税制】

(問 12) 事業承継税制はどのようになるのか？

- 平成 21 年度税制改正においては、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、昨年度、導入とされていた「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」について、その制度の具体化が図られ、平成 21 年度(平成 20 年 10 月 1 日に相続に遡って適用)より確実に実施する。
- また、この相続税の納税猶予制度の導入に併せて、株式の生前贈与による事業承継を促進する観点から、「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」も創設する。
- これらの新しい制度により事業承継の円滑化が促進されることを期待している。

(参考 1) 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は、事業の後継者である相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等により当該会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した一定の議決権株式等に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税を猶予するもの。

本制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日(平成 20 年 10 月 1 日)以後の相続について適用。

(参考 2) 「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」は、事業の後継者が、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社を経営していた親族から、贈与により取得したその親族の保有株式等の一定部分については、その贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予するもの。なお、贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

本制度は、平成 21 年 4 月 1 日以後の贈与について適用。

(問 13) 農地に係る相続税の納税猶予について、どのような見直しが行われたのか？

- 農地制度については、農地を将来にわたり確保し、その有効利用を促進するため、所有と耕作の不可分の考え方を改め、①農地の転用規制の厳格化や、②農地の面的集積の促進等の見直しを行う。

- こうした農地制度の見直しを踏まえ、農地法の転用規制の及ぶ市街化区域外農地について相続税の納税猶予制度についても、農地を永続的に確保し、その有効利用を促進する観点から、
 - ① 農地の有効利用を促進するための農地の貸付けもその適用対象とする
 - ② 営農継続期間を 20 年から終生に見直し
 - ③ 身体障害等による営農の廃止は納税猶予の取消しとはしない
 - ④ 20 年営農による免除が適用されない者について、利子税を軽減
(3.6%← 現行 6.6%。特例によりさらに 2.2%に軽減(日銀の基準割引率 0.5%
の場合))等の見直しを行う。

- なお、農地法の転用規制の及ばない市街化区域内農地については、今回の改正で、上記③④の措置を講ずる一方、都市計画制度等の見直しの中で、農地に係る制度上の位置付けや保全・利用のあり方の検討を行い、それを踏まえ、相続税の納税猶予制度についても必要な見直しを行う。

【道路特定財源】

(問 14)道路特定財源の一般財源化はどうなったのか？

○ 国・地方の道路特定財源については、12 月8日に政府・与党で合意された「道路特定財源の一般財源化等について」に沿って、平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税法などの所要の改正を行う。

(参考) 地方税法などの所要の改正の例

- ・ 自動車取得税や軽油引取税を目的税から普通税に改めて、用途制限を廃止
- ・ 地方道路譲与税等についても用途制限を廃止

(問 15)揮発油税等の暫定税率はやめるべきではないか？

○ 揮発油税等の暫定税率分を含めた税率のあり方については、

- ① 地球温暖化問題への国際的な取組み、
- ② 地方の道路整備の必要性
- ③ 財政状況

等を踏まえ、現行の税率水準を維持する。

○ なお、12 月 15 日(月)のガソリン価格(全国平均)は 114.7 円(石油情報センター調べ)と大幅に下落しており、既に本年4月の暫定税率が失効して安くなったときのガソリン価格(130 円程度)よりも 15 円も安くなっている状況にある。

(参考) 暫定税率による揮発油税等の上乗せ分は 25.1 円。

【金融・証券税制】

(問 16) 金融・証券税制について、どのような措置を講じたのか？

- 金融市場については、金融所得課税の一体化を推し進め、簡素で分かりやすい制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する必要。

また、少子長寿化社会が進展する中、老後に向けた資産形成を行う自助努力を支援する観点も重要。

- このため、上場株式等の配当等について、現下の経済金融環境にもかんがみ、現行軽減税率(10%)の3年間の延長を行う一方、その軽減税率が廃止される際に、少額投資のための簡素な優遇措置を平成 22 年度改正において創設する。

他方、老後に向けた資産形成を行う自助努力を支援する観点からは、確定拠出年金について、非課税となる拠出限度額を引き上げるとともに、事業主拠出とあわせて補完的に従業員が拠出した場合にも非課税の取扱いを認めるマッチング拠出を導入する。

また、保険ニーズの多様化や社会保障を補完する分野の重要性を踏まえ、生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を平成 22 年度改正において創設する。

(注) 少額投資のための優遇措置の創設(案)

- ・ 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
- ・ 年間投資限度額 : 毎年、新規投資額で 100 万円を上限
- ・ 総投資限度額 : 500 万円(100 万円×5年間)
- ・ 保有期間 : 最長 10 年間
- ・ 導入時期 : 平成 24 年1月から導入すべく、具体的検討を進める。

【中期プログラム】

(問 17) 総理の発言どおり、3年後の 2011 年度に消費税を引き上げるのか？

- 「100 年に一度」の経済危機の中、今年度を含む3年以内に景気を回復させるために、短期的には大胆な財政出動を行うが、責任ある与党の矜持として、中期の財政責任もきちんと示さなければならない。
- また、年金、医療、介護を安心なものとし、子や孫につけを回さないためには、その安定的な財源を確保するための道筋をお示しする必要がある。
- こうしたことから、総理は会見で、大胆な行政改革を行った後、経済状況を見た上で、3年後の 2011 年度に消費税の引上げをお願いしたい旨を仰っておられる。
今般閣議決定された「中期プログラム」においても、「今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施」と明記されている。
- なお、消費税の税収は年金、医療、介護や少子化対策の費用に充てて、全て国民に還元する。官の肥大化には使わせない。